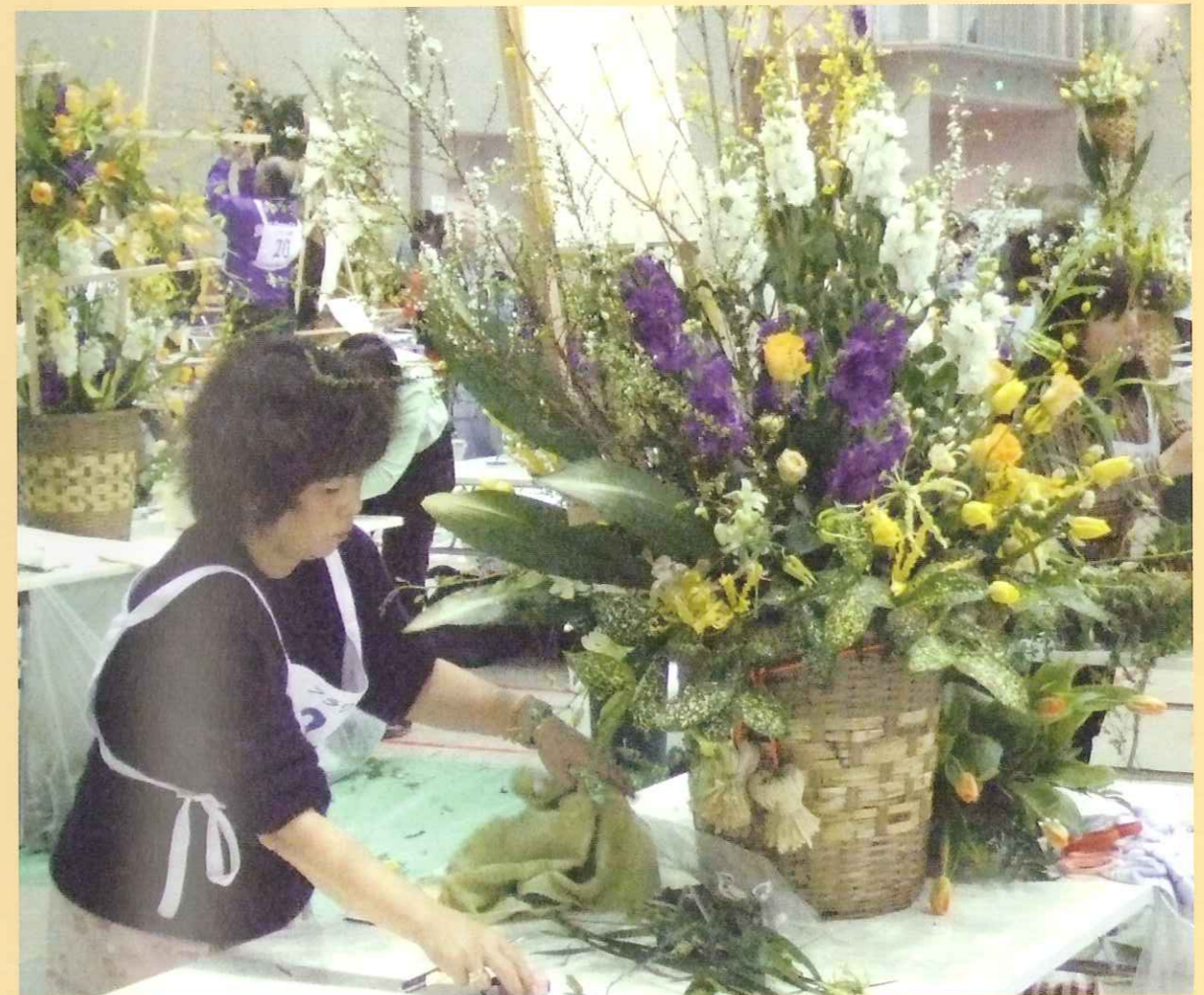


季刊

労働おきなわ

2007 Spring

No.97



沖縄県観光商工部雇用労政課

目次

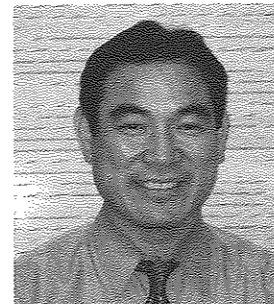
- Relay Essay
 - (財)沖縄県労協 専務理事 玉城 勉 1
- 中小・中堅企業年末一時金要求・妥結状況 2
- 勤労青少年ビジネス交流会開催される 3
 - 多様な働き方を考えるセミナーが開催されました
- ファミリー・サポート・センター研修会が開催されました 4
- 適職フェアを開催しました 5
- INFORMATION 6
 - 技能検定
 - 技能五輪
 - 男女雇用機会均等法改正
 - 労働安全衛生法改正
 - 石綿被害救済一般拠出金
 - 労働条件書面明示
 - 労働保険の年度更新
- 労働相談 14
- 労働委員会だより 15
- 労働経済指標 16



表紙は、第24回技能グランプリ大会
フラワー装飾の部で敢闘賞を受賞した
仲村 和子さんです

裏表紙は技能グランプリ出発式風景です

子育て・介護の時代を 乗り切ろう



(財)沖縄県労協 専務理事 玉城 勉

子育て支援といえば、保育園、幼稚園の延長保育や学童保育の充実、あるいは親子で遊びながら親同士、子ども同士が交流し、子育てに関する悩みを話し合ったり情報交換ができる場所などを思い浮かべる人が多いと思いますが、最近は市町村の設置するファミリーサポートセンターが注目を集めています。

ファミリーサポートセンターは、仕事の都合で保育所への送りや迎えに行けない、お兄ちゃん(お姉ちゃん)の授業参観に行きたいけれど下の子がいて、また、育児に疲れ気味...ちょっと気分転換に買い物に行きたいなど、そんなあなたに代わってお迎えに行ったり、自宅で預かたりする子育て支援のネットワークです。ファミリーサポートセンターは、地域において育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織です。会員同士の相互援助活動ですが、1時間600円ほどの費用を受け取る有償ボランティア制度であることが特徴です。

また、「工作中に保育園から緊急の連絡があったけれども、今すぐ迎えにいけない...急に残業になってしまいお迎えが間に合わない...」あるいは、インフルエンザは治ったけど自宅待機だとか、交替制勤務や宿泊を伴う出張で子どもを預かる人がいない場合に、安心して子どもを預かる相互援助が「緊急サポートネットワーク事業」です。ファミリーサポートセンターとの違いは、早朝でも深夜でも、病児(軽い)病後児でも預かることができることです。この事業を「財」沖縄県労協が厚生労働省から受託し昨年10月から始めています。

勤労者が仕事を続けるためには、子育ての期間と、もう一つは、親の介護の期間をどう乗り切るかが大き

な課題です。最近は介護を「施設から地域へ」との厚生労働省の方針のもと、すべての施策が施設から在宅介護にシフトしてきています。在宅介護が必要になった時、どこの介護サービス事業所が良いか、また、サービス内容はどの様になっているか等の情報が必要になってきます。そのようななか(財)沖縄県労協は、介護を考える女性の会と協働して「NPO介護と福祉の調査機関おきなわ」を立ち上げ、沖縄県からの事業委託をうけ情報開示の事業を昨年8月から実施しています。

しかし、現実には介護保険だけでは十分な介護はできません。親の介護を在宅で行うことは素晴らしいことですが、仕事を続けながらの在宅介護には介護の援助が必要になってきます。例えば、高齢者等の食事の準備や後片づけを行う。高齢者等の部屋の掃除や衣類の洗濯を行う。高齢者等の通院、買い物などに付き添う。遠くに住んでいる労働者に代わって、高齢者等へ上記の世話や訪問による安否確認を行うなどがあります。このような介護サービス事業を、有償ボランティア会員制で今度から実施しようと考えています。

本来は、子育ての期間や親の介護が必要な期間は、勤務時間を少なくしたり、仕事を休むことのできる社会の仕組みを早く創ることが大切です。しかし、現実に支援を求めている勤労者の期待に応えることが、わたしたちの大切な使命だと思いつつ、早く「子育て緊急サポートネットワーク事業」や「介護サービス事業」の必要のない働き方のできる社会システム。仕事と家庭、企業と個人の調和から相乗効果を生み出すワーク・ライフバランス社会の構築に向けて、行政、企業と労働組合が共に力を合わせていきたいものです。

平成18年中小・中堅企業年末一時金要求・妥結状況

平均妥結額 485,957円 平均要求額 615,094円

- ◇県雇用労政課では、県内の平成18年中小・中堅企業年末一時金要求・妥結状況調査の結果をまとめた。
この調査は、企業規模1,000人未満で労働組合を有する県内の民間企業185社を対象に、平成18年12月31日時点での要求・妥結状況を集計したものである。
- ◇今回の調査では、129社から回答が得られ、要求・交渉のあった111社のうち、妥結に至った企業は110社で、妥結率は99.1%となっている。
- ◇平均妥結額は485,957円で、平均要求額は615,094円となっている。
ベース平均賃金249,608円に対し、年末一時金妥結額は1.95月分となっている。
これを前年と比較すると、要求額で29,493円減、妥結額では31,550円減となっている。
なお、前年の妥結額が分かり、かつ今年の妥結額も把握できた企業の比較で見ると、前年の妥結額479,716円に対し、本年は489,821円で、金額で10,105円、率で2.1%の増加となった。
- ◇産業別妥結状況を見ると、妥結額の高い産業は、「情報通信業(821,852円)」、「石油・石炭製品(792,532円)」、「医療、福祉、教育、学習支援業(673,353円)」などの順となっている。
逆に低い産業は、「運輸業(362,195円)」、「金属製品(364,600円)」、「建設業(372,232円)」などの順となっている。

平成18年 年末一時金要求・妥結状況(企業規模1,000人未満) (平成18年12月31日現在)

事 項 産業区分	集計対象全企業の妥結状況			前年妥結額把握企業の妥結状況			
	集計対象 企業数 社	ベース平均賃金 円	妥結額 円	要求額 円	左のうち前年 も妥結した企 業数 社	本年の妥結額 円	前年の妥結額 円
全 産 業 計	110	249,608	485,957	615,094	107	489,821	479,716
製 造 業	31	242,597	465,340	551,520	29	472,578	469,770
食 料 品 ・ た ば こ	23	239,477	451,650	527,283	21	460,341	464,580
織 維 、 衣 服	1	×	×	×	1	×	×
化 学	1	×	×	×	1	×	×
石 油 ・ 石 炭 製 品	2	383,925	792,532	857,108	2	792,532	694,690
窯 業 ・ 土 石 製 品	1	×	×	×	1	×	×
鉄 鋼	1	×	×	×	1	×	×
金 属 製 品	2	201,381	364,600	418,000	2	364,600	341,800
農 林 水 産 業	0	0	0	0	0	0	0
鉱 業	0	0	0	0	0	0	0
建 設 業	5	237,737	372,232	479,723	5	372,232	418,230
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	5	250,762	614,972	712,135	5	614,972	599,943
情 報 通 信 業	8	326,857	821,852	1,087,709	8	821,852	809,003
運 輸 業	27	246,930	362,195	571,169	26	363,674	356,389
卸 売 ・ 小 売 業	15	228,678	516,624	581,874	15	516,624	472,451
金 融 ・ 保 険 業 ・ 不 動 産 業	7	276,617	619,078	646,285	7	619,078	609,717
飲 食 店 ・ 宿 泊 業	7	208,179	389,228	447,118	7	389,228	377,456
医 療 ・ 福 祉 ・ 教 育 ・ 学 習 支 援 業	4	293,910	673,353	838,729	4	673,353	661,064
複 合 サ ー ビ ス 業 ・ サ ー ビ ス 業	1	×	×	×	1	×	×

1 数値は単純平均である。 2 ×印は企業数が少ないため公表を差し控えるもの。

平成18年度勤労青少年ビジネス交流会開催される

去る1月18日(木)、沖縄県勤労青少年福祉推進者連絡協議会(福祉推進者を選任している24事業所で構成)の主催で、「平成18年度勤労青少年ビジネス交流会」が開催されました。
加入事業所を対象とした交流会を開催するのは初の取り組みで、事前に実施したアンケートで最も希望の多かった「コミュニケーション能力の向上」をテーマとした研修も行われました。
講師として沖縄大学人文学部福祉文化学科助教授で、沖縄県臨床心理士会会長を務めておられる井村弘子氏をお招きし、講演及びワークショップをしていただきました。
グループワークではまず、「トランプ・ゲーム」で自己紹介・他己紹介の練習を行いました。少ない情報のなかで他人を紹介するのは難しいことですが、お互いの人柄が見えて話しやすい雰囲気を作ることができました。
続く「3年2組のホームルーム」では、グループ(クラス)で「坑内マラソン大会の代表選手及び補欠を選考する」作業を行いました。クラスの意見をまとめるにあたって、話し合いによる意見の統一がいかに難しいか学びました。また、個々人や各グループの意見を聞き、こんなにも考え方が違うのかと驚く場面が多々ありました。
また研修あとの懇談会では、普段あまり話すことができない異業種の方々とうっくり会話ができて、有意義な交流を図ることができました。



多様な働き方を考える
セミナーが開催されました

平成19年1月14日にロワジールホテル沖縄で「多様な働き方を考えるセミナー」が県と財団法人21世紀職業財団沖縄事務所の主催により開催されました。
当日は社団法人社会経済生産性本部社会労働部長の北浦正行氏を講師に迎え、「働き方の多様化をめぐって」～パートタイム人材活用とワーク・ライフ・バランス～というテーマで御講演いただきました。
ワーク・ライフ・バランスとは、労働者が職業生涯の各段階において自らの選択により「仕事活動」と「仕事以外の活動」を様々な組み合わせ、バランスの取れた働き方を選択していけるようにすることだと話された北村氏。働き方の多様化は急速に進んでおり、正社員以外の労働者が全体に占める割合は全体の3分の1である。また正社員についても、フレックスタイム制や裁量労働制などの勤務時間の柔軟化や、育児や介護休業、短時間勤務制の導入など、働き方の多様化が強まっていく傾向にある。このような状況ではパートタイマーの活用がますます重要になってくる。パートタイマーが十分な能力を発揮できるよう、正社員との均等処遇が必要である。正社員やパートタイマーの違いにかかわらず、すべての労働者が仕事と家庭のバランスを保ち、満足のいく生活が送れるようにしなければならない。北浦氏はこのように話されました。
また、同時にパートタイマーの活用に関するビデオも上映され、参加者は熱心に耳を傾けていました。

平成18年度

沖縄県ファミリーサポートセンター 研修会が開催されました。

去る1月14日(日)、宜野湾市立中央公民館にて「平成18年度沖縄県ファミリーサポートセンター研修会」が開催されました。本研修会は、県内ファミリーサポートセンターのアドバイザー及び会員、その他関係者らの学習と交流を深め、未設置市町村への設置促進に資することを目的として開催しています。

日曜日の朝早くからの開会でしたが、県内各地から約170名の参加があり、盛大に執り行われました。また会場内には各ファミリーサポートセンターや子育てNPOの活動紹介を行うブースが設けられ、賑やかな雰囲気となりました。

まず最初に「ファミリーサポート・緊急サポートの連携による子育て支援」と題して、ファミリーサポートネットワーク長崎の総括マネージャー兼アドバイザーの山本有子氏よりご講演いただきました。

長崎県では、佐世保市のファミリーサポートセンターを委託運営している社会福祉法人長崎ボランティア協会が「緊急サポートネットワーク事業」を国から受託し、平成17年度から実施しているそうです。長崎県内では平成12年に佐世保市ファミリーサポートセンターが設置されて以来現在まで2カ所(新規で2カ所設置予定)と少なかったことから、ファミリーサポートセンターの認知度が低く(こんな制度もあったのねという段階)、緊急サポート事業を開始するにあたって関係機関の理解を得るのに相当な苦労をされたそうです。

連携の事例として、緊急サポートに必要なサービス(病児保育室・子育て支援タクシー・ファミリーサポートなど)をすべて登録している会員に対して「会員リーフレット」を交付し、サポーターが必要な時に必要なサービスを選択できるよう配慮しているそうです。ファミリーサポートネットワーク長崎では、登録の際に他のサービスの登録も一緒に行うよう勧めています。またリーフレットには、子どもの容態が急変したときに親が慌てないためのチェックリスト、子どもの状態、かかりつけ医など、緊急時に役立つ様々な情報を一つに集約しているとのこと。

これからファミリーサポートセンターのしくみが広まっていく中で、このシステムが市民の善意に基づく相互の支え合いのしくみであるということをもっと理解させることが重要だと話され、最後に沖縄の子育て支援者へ「がまだせ」(頑張れ)とのエールが送られました。

続く講演では、千葉県の船橋市ファミリーサポートセンターで介護担当アドバイザーをされている水野真理子氏より「介護と育児のファミリーサポートセンター実践報告」をしていただきました。

船橋市では、平成12年10月に育児版のファミリーサポートセンターが、平成13年3月から介護版のファミリーサポートセンターが設立されました。委託先の(財)船橋市福祉サービス公社では高齢者や障害者に関する各種事業(家事援助・ガイドヘルパー・老人クラブなど)の実施やボランティア活動(傾聴・ホームヘルプなど)への支援などを行っており、

介護版ファミリーサポートセンターの設立は比較的スムーズに行えたようです。しかし元々ボランティアが活発な地域なため、逆に料金が発生するファミリーサポートにおいては協力会員に比べ利用会員が極端に少ない状態にあったそうです。その後周知が進み、また介護保険制度の改正によって利用者が急増しているとのこと。センターを利用する高齢者は2通りで、①介護保険適用者で保険で足りない部分を補う方、②要介護状態にないがちょっとした手伝いを必要とする方、です。独居老人と協力会員が仲良くなりサポートが増えていった事例や、会員でない方からの急な依頼(インフルエンザ時の家事支援)だったため、別の機関につなげた事例などを紹介していただきました。



↓質疑応答も活発に行われました↓

- (1) 子育て支援タクシーについて詳しく聞きたい...各地区のタクシー協会が事務局を作っている。介護タクシーというよりハイヤーのイメージに近い(ドアtoドア)。通常料金でのサービスなので割安感がある。チャイルドシートもタクシー会社が用意している。
- (2) 障害児の受け入れについて...素人が研修をして障害児に対応している。住民が障害を理解するプロセスが大事だと考えている。ただしファミリーサポートは家族をどう支えるかなので、今サポートすることが将来その子にとって良い事なのか地域の障害者支援団体と話し合っていきたい。
- (3) 会員同士が友達になり、センターを利用しないでやり取りするケースはあるか...まれにあるケース。ただしセンターの補償保険の対象外になり、何かあった場合でもセンターは関与しない。
- (4) 子どもにおやつや夕食をあげ、お風呂に入れたりしているが、お風呂場で事故にあった場合の保険はどうなるか...サポートは基本的に一対一で、目を離してはいけない。育児は純粹にそれだけをすべきで、家事援助を含めてはできない。家事援助は別のサービスを利用するか家事が終わった状態からみるぐらいしかないといけない。しかし目を離さないようにしても気のゆるみで事故が起こってしまう。ファミリーサポートの保険はベビーシッターの保険より賠償額は少ない。善意に基づく市民の助け合い活動で成り立っているのだということをしつかり認識していなければならない。(了)



合同就職説明会「適職フェア」を開催しました!

沖縄県内における現在35~39歳の層をみると、20~24歳の時点では、他の世代よりも失業率は低かったものの、その後も失業率は改善せず、30代後半に至っても8.3%と失業率が高くなっています(図1)

30代後半の方々は、学校を卒業したときの就職率は比較的良かったものの、そのあとすぐにバブルが崩壊した時期に就職した人たちが、リストラ等の対象になりやすかったのではないかと考えられます。

基本的に30代というのは仕事にも当然就いていて、家庭も持っている想定され、これまで雇用対策が講じられていませんでした(図2)。しかし、そういう方々がまだ仕事に就いていないとなると、社会的にも問題であることから、国、県、各支援団体が一体となった取組を実施していくことになりました。

その取り組みの一つとして、県では国及び各支援団体と共催で、去った2月17日に沖縄コンベンションセンター会議棟において、30代を中心とした層を対象に、合同就職面接会「適職フェア」を開催しました。正規・常用雇用を前提に採用予定のある県内企業22社が参加し、来場者数は予想を上回る700名となり、厳しい現状を反映したものとなりました。

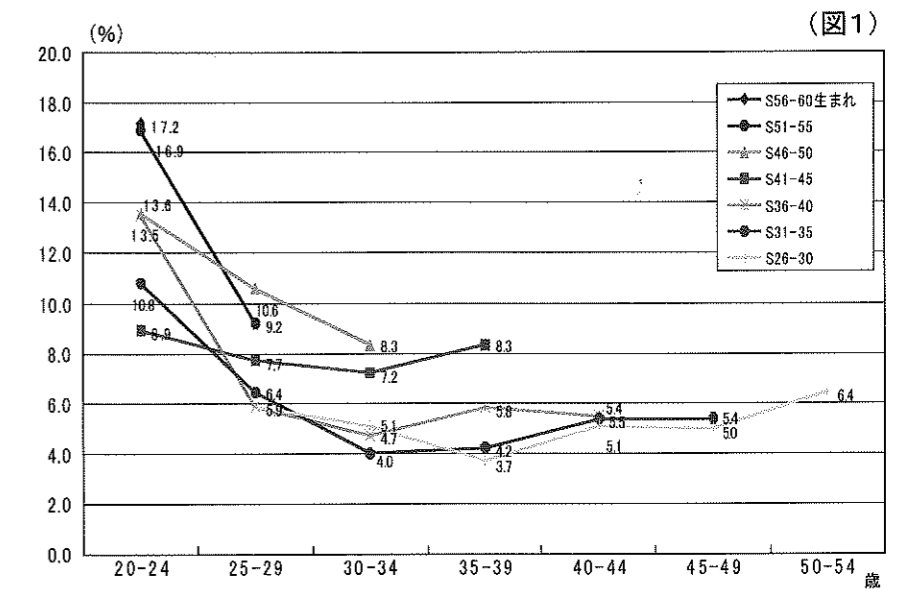
参加者は自分にあった仕事を見つけようと積極的に企業ブースをまわり、熱心に質問していました。また、企業側も業務内容の説明と合わせて仕事の魅力を伝えていました。

参加者からは「自分の分野、力を生かせる分野の仕事があれば」「転職を考えていて、IT関係の仕事をしたい」との声もあり、自分の能力を生かせる仕事を求めている様子でした。また、企業側からは「色々な勤め先で経験してきた、厳しいというのを認識してもらっていた方が、長く勤めてもらえる」と期待している、と、即戦力となる30代に対して大きな期待を寄せていました。

■沖縄県観光商工部雇用労政課
TEL:098-866-2366



完全失業率(コーホート、沖縄県)(H17)



(図1)

年齢別の雇用対策

(図2)

雇用対策	若年者		?		中高年		
	~20	30~34	35~39	40~44	45~54	55~60	60~64
補助金等							
特定求職者雇用開発助成金							
沖縄県に係る地域助成金							
トライアル雇用							
高齢者等共同就業機会創出助成金							
沖縄県キャリアセンター対象者							
シルバー人材センター							

試 験

平成 19 年度前期技能検定受検案内

職業能力開発促進法に基づく国家検定制度の平成19年度前期技能検定試験を下記のとおり実施します。

項目		試験日程
受検受付		平成19年4月3日(火)から4月13日(金)まで 沖縄県職業能力開発協会 〒900-0036 那覇市西3丁目14番1号 TEL 098(862)4278 FAX 098(866)4964 http://www.oki-vada.or.jp
実技試験	問題公表	平成19年6月4日(月)
	実施	平成19年6月11日(月)から9月16日(日)まで
学科試験		平成19年7月29日(日)、8月26日(日)、9月2日(日)、 9月5日(水)、9月9日(日)
合格発表		平成19年8月28日(火) ★写真を除く3級職種が対象 平成19年10月10日(水)

実施職種

1. 1・2級(26職種37作業)

職種名	作業名	職種名	作業名
園芸装飾	室内園芸装飾作業	タイル張り	タイル張り作業
造園	造園工事作業	畳製作	畳製作作業
機械加工	普通旋盤作業	防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水工事作業
	フライス盤作業		アクリルゴム系塗膜防水工事作業
建築板金	内外装板金作業		シーリング防水工事作業
	ダクト板金作業	FRP防水工事作業	
工場板金	打出し板金作業	内装仕上げ 施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
電気機器 組立て	配電盤・制御盤 組立て作業		鋼製下地工事作業
建設機械 整備	建設機械整備作業		ボード上げ工事作業
婦人子供服 製	婦人子供注文服製作作業	熱絶縁施工	保温保冷工事作業
家具製作	家具手加工作業	サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
	いす張り作業	表装	壁装作業
建具製作	木製建具手加工作業	塗装	建築塗装作業
印刷	オフセット印刷作業		金属塗装作業
石材施工	石張り作業		
	石積み作業		

とび	とび作業	広告美術 仕上げ	広告面ペイント仕上げ作業 広告面粘着シート仕上げ作業
左官	左官作業	写真	肖像写真作業
ブロック建築	コンクリートブロック工事作業	フラワー装飾	フラワー装飾作業

※石材施工は学科試験のみ実施。

2. 単一等級(3職種3作業)

職種名	作業名	職種名	作業名
産業洗浄	高圧洗浄作業	路面標示施工	溶融ペイントハンドマーカール工事作業
塗料調色	調色作業		

※産業洗浄は学科試験のみ実施。

3. 3級(7職種8作業)

職種名	作業名	職種名	作業名
園芸装飾	室内園芸装飾作業	とび	とび作業
造園	造園工事作業	左官	左官作業
機械加工	普通旋盤作業	写真	肖像写真作業
	フライス盤作業	フラワー装飾	フラワー装飾作業

募 集

「平成19年度前期技能五輪沖縄県予選大会」参加希望選手募集!

受付期間:平成19年4月3日(火)~4月13日(金)

青年技能者が技能レベルの日本一を競う技能五輪全国大会(平成20年3月予定)の沖縄県予選大会の参加希望選手を募集します。

1. 競技職種

普通旋盤作業 木製建具手加工作業
タイル張り作業 婦人子供注文服製作作業
左官作業 広告面ペイント仕上げ作業
家具手加工作業 フラワー装飾作業

2. 競技日程

競技課題公表 平成19年6月4日(月)
競技日 平成19年6月11日(月)から9月16日(日)まで
※期間中で競技ごとに定められた日

3. 参加資格

学歴、実務経験年数の制限はなく昭和59年1月1日以降に生まれた者(23歳以下)

4. 選抜の方法

技能五輪沖縄県予選はその職種の2級技能検定実技試験の際、これと同じ問題によって競技を行います。

5. 参加手数料 15,700円(婦人子供注文服製作作業は13,000円)

6. 申込み・問い合わせ先/沖縄県職業能力開発協会

〒900-0036 那覇市西3丁目14番1号
TEL 098(862)4278 FAX 098(866)4964 http://www.oki-vada.or.jp



第44回技能五輪全国大会(フラワー装飾作業)

男女雇用機会均等法が変わります!!

平成19年4月1日スタート

職場に働く人が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分発揮することができる雇用環境を整備するため、性別による差別禁止の範囲の拡大、妊娠等を理由とする不利益取扱いの禁止等を定めた改正男女雇用機会均等法がスタートします。

男女雇用機会均等法

1 性別による差別禁止の範囲の拡大

- (1) 男性に対する差別も禁止されます
女性に対する差別の禁止が男女双方に対する差別の禁止に拡大され、男性も均等法に基づく調停など紛争の解決援助が利用できるようになります。
- (2) 禁止される差別が追加、明確化されます
- 募集・採用、配置・昇進・教育訓練、福利厚生、定年・解雇に加えて降格、職種変更パートへの変更などの雇用形態の変更、退職勧奨、雇止めについても、性別を理由とした差別は禁止されます。
 - 配置については、同じ役職や部門への配置であっても権限や業務配分に差がある場合異なった配置となり、性別を理由とした差別は禁止されます。
- (3) 間接差別が禁止されます
性別以外の事由を要件とする措置でも、省令で定める措置については、業務遂行上の必要などの合理的な理由がない場合には間接差別として禁止されます。
※省令では以下のように3つの措置が定められています。
- ① 募集・採用に当たり、労働者の身長、体重又は体力を要件とすること
 - ② コース別雇用管理における総合職の募集・採用に当たり、転居を伴う転勤に応じることができることを要件とすること
 - ③ 昇進に当たり、転勤の経験があることを要件とすること

2 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止

- (1) 妊娠・出産・産前産後休業の取得を理由とする解雇に加え、省令で定める理由による解雇その他不利益取扱いも禁止されます。
※追加された不利益取扱いの理由は、省令において以下のように定められています。
- 均等法の母性健康管理措置を求めた、又は受けたこと
 - 労働基準法の母性保護措置を求めた、又は受けたこと
 - 妊婦又は出産に起因する能率低下又は労働不能が生じたこと等
- ※何が不利益取扱いに当たるかについては、指針において以下のように例示されています。
- 解雇・雇止め・減給、賞与等の不利益な算定
 - 退職、労働契約内容変更の強要・不利益な配置の変更・降格
- (2) 妊娠中や産後1年以内の解雇については、事業主が妊娠・出産・産前産後休業等による解雇でないことを証明しない限り、無効となります。

3 セクシュアルハラスメント対策

職場でのセクシュアルハラスメント対策については、これまでも配慮が求められてきたところですが、男性に対するセクシュアルハラスメントも含めた対策を講じることが義務となります。
対策が講じられず是正指導にも応じない場合、企業名公表の対象となるとともに、紛争が生じた場合、男女とも調停など紛争解決援助の申出を行うことができるようになります。
(注) この規定は派遣先の事業主にも適用されます。

4 母性健康管理措置

事業主は、妊産婦が保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保するとともに妊産婦が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするための措置(時差通勤、休憩回数の増加、勤務時間の短縮、休業等)を講じることが義務となっています。

こうした措置が講じられず、是正指導にも応じない場合、企業名公表の対象になるとともに紛争が生じた場合、調停など紛争解決援助の申出を行うことができるようになります。

5 ポジティブ・アクションの推進

ポジティブ・アクション(男女間の格差解消のための積極的取組)に取り組む事業主が、実施状況を公開するに当たり、国の援助を受けることができます。

6 過料の創設

厚生労働大臣(都道府県労働局長)が事業主に対し、男女均等取扱いなど均等法に関する事項について報告を求めたにもかかわらず、事業主が報告をしない、又は虚偽の報告をした場合には過料に処せられます。

労働基準法

女性の坑内労働

女性の坑内労働について、女性技術者が管理・監督業務を行えるように規制が緩和されます。

施行期日

平成19年4月1日

☆改正男女雇用機会均等法等のお問い合わせ

お気軽に **沖縄労働局雇用均等室**へ TEL098-868-4380
住所 那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎3階

職場におけるセクシュアルハラスメント対策の措置を義務化!!

(1) 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発

- ① 職場におけるセクシュアルハラスメントの内容・セクシュアルハラスメントがあってはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む労働者に周知・啓発すること。
- ② セクシュアルハラスメントの行為者については、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む労働者に周知・啓発すること。

(2) 相談(苦情含む)に応じ適切に対応するために必要な体制の整備

- ③ 相談窓口をあらかじめ定めること。
- ④ 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。また、広く相談に対応すること。

(3) 事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること。
- ⑥ 事実確認ができた場合は、行為者及び被害者に対する措置を適正に行うこと。
- ⑦ 再発防止に向けた措置を講ずること。(事実が確認できなかった場合も同様)

(4) (1)から(3)までの措置と併せて講ずべき措置

- ⑧ 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知すること。
- ⑨ 相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取扱いを行ってはならない旨を定め、労働者に周知・啓発すること。

【事例—懲戒規定の記載例】

- (譴責)第〇〇条 次の各号の一に該当するときは譴責とする。但し情状により訓戒とすることがある。
- 1～5 略
 - 6 会社内において、性的な言動によって他人に不快な思いをさせたり、職場の環境を悪くしたとき。
- (出勤停止)第〇〇条 次の各号の一に該当するときは、出勤停止とする。但し情状により譴責とすることがある。
- 1～4 略
 - 5 会社内において、性的な関心を示したり、性的な行為をしかけたりして、他の従業員の業務に支障を与えたとき。
- (解雇)第〇〇条 次の各号の一に該当するときは懲戒解雇とする。但し情状により論旨退職とすることがある。
- 1～8 略
 - 9 職責を利用して交際を強要したり、性的な関係を強要したとき。

改正「労働安全衛生法」

—平成18年4月1日施行—

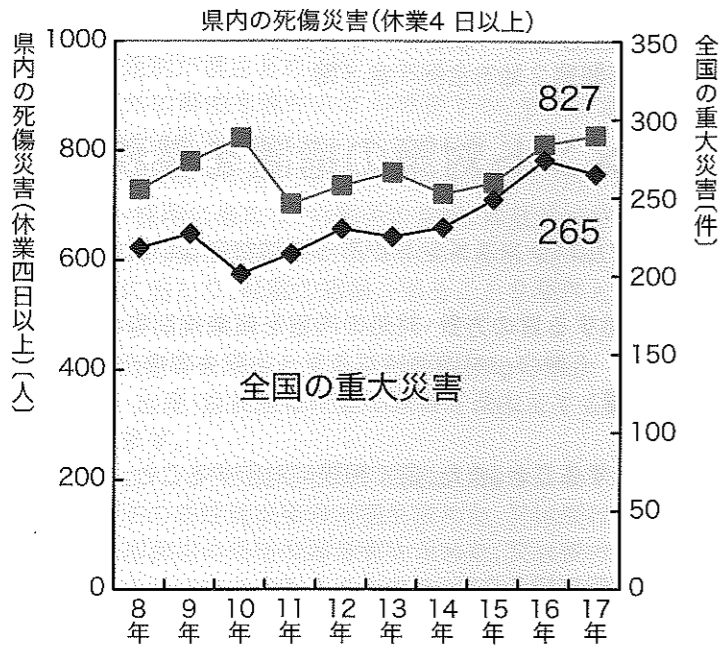
労働災害発生状況は、全国では減少傾向に鈍化がみられ、県内では増減を繰り返しながら増加傾向がみられます。また、重大災害(一時に労働者3人以上が死傷する災害)は、県内では発生数が少ないものの、全国では増加傾向にあり、近年は大規模な爆発・火災が連続的に発生しています。

定期健康診断有所見率は、全国・県内ともに増加傾向を示しており、特に県内では全国を約10ポイント上回っています。

全国的に安全衛生活動の低下や心身にわたるストレスの増加が懸念され、これらの問題に対応するため、労働安全衛生法が改正されました。(一部を除き、平成18年4月1日施行)

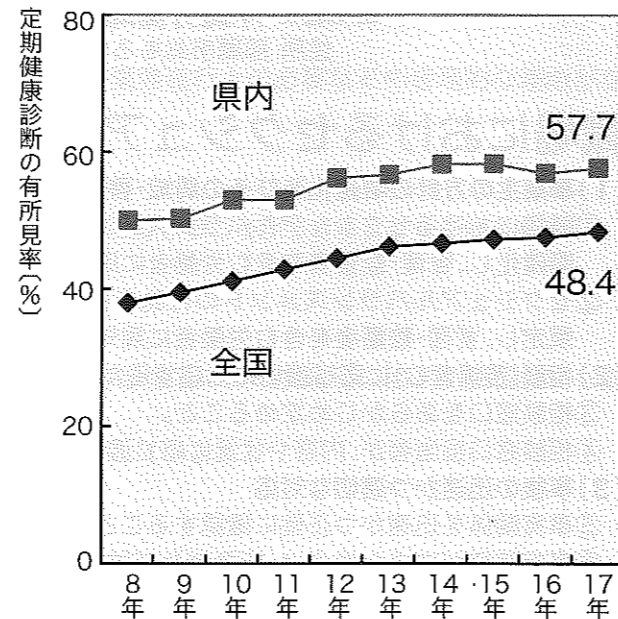
今後は、これまで行われてきた「自主的な安全衛生活動や健康の保持・増進対策」に加え、改正労働安全衛生法に対応する取組が求められます。

県内の死傷災害及び全国の重大災害



(資料出所)死傷災害:労働者死傷病報告
重大災害:厚生労働省調べ

県内と全国の有所見率



(資料出所)定期健康診断結果報告

改正法のポイント

自主的な安全衛生活動の促進のために

- 全業種におけるリスクアセスメント等(危険・有害性の調査と必要な対策の実施)の努力義務
- 製造業における元方管理(下請混在企業による構内下請業者を含めた安全衛生管理)の実施義務
- 発注者における危険・有害情報の提供義務及び化学物質製造者等における危険・有害情報の表示義務

健康の保持・増進対策の強化のために

- 全業種における過重労働対策としての医師による面接指導の実施義務
- 全業種の衛生委員会等における有所見者に係る医師意見の報告義務

リスクアセスメントと結果に基づく対策を実施しましょう

労働安全衛生法第28条の2では、「事業者は、危険性・有害性等の調査(リスクアセスメント)を実施すること、そして、その結果に基づく措置を講じることに努めなければならない。」旨を定めています。・・・平成18年4月1日施行ここで、これらのリスクアセスメント等を実施すべき対象については、事業場の業種によって、下表のとおり定められています。

業 種	リスクアセスメント等の対象
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸・小売業、家具・建具・じゅう器等卸・小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業	業務に起因する全ての危険性・有害性等(建設物、設備、化学物質、原材料、ガス、蒸気、粉じん、作業行動、その他によるもの)
上記以外の業種	化学物質等で労働者の危険又は健康障害を生じるおそれのある危険性・有害性等

但し、明らかに軽微な負傷・疾病しかもたらさないと予想される場合(例:若年の健常者のみが勤務する作業場における平坦な通路の歩行など)は、対象としなくてもかまいません。

危険性・有害性等の調査(リスクアセスメント)とは、「就業に係る危険性・有害性を特定すること」「特定された危険性・有害性によるリスク(負傷・疾病の重篤度・発生可能性)を見積もること」「見積りに基づく対策の優先度を設定して対策内容を検討すること」です。

リスクアセスメントの結果に基づく措置とは、優先度に対応した労働災害防止対策を実施することです。

リスクアセスメントと結果に基づく対策により、事後対応的な事故再発防止対策にとどまらない「自主的な安全衛生活動」に取り組みましょう。

過重労働による労働災害防止対策を実施しましょう。

労働安全衛生法第66条の8では、「事業者は、時間外・休日労働が100時間/月を超え、疲労の蓄積が認められる労働者について、その労働者の申出を受けて、医師による面接指導を行わなければならない。」旨を定めています。・・・平成18年4月1日施行(常時50人未満の労働者を使用する事業場は平成20年4月1日から適用)

脳・心臓疾患(脳血管疾患・虚血性心疾患等)は、加齢・生活習慣・遺伝等が要因になりますが、過重労働により発症のリスクが高まると言われています。

沖縄労働局

那覇労働基準監督署 Tel.098-868-3431

宮古労働基準監督署 Tel.0980-72-2303

沖縄労働基準監督署 Tel.098-982-1263

八重山労働基準監督署 Tel.0980-82-2344

名護労働基準監督署 Tel.0980-52-2691

事業主のみなさまへ

2007年(平成19年)4月1日から

石綿(アスベスト)健康被害救済のための 「一般拠出金」の申告・納付が始まります

「一般拠出金」とは

「石綿による健康被害の救済に関する法律」により、石綿(アスベスト)健康被害者の救済費用に充てるため、事業主のみなさまにご負担いただくものです。

☆対象は…労災保険適用事業場の全事業主が対象となります。

アスベストは、全ての産業において、その基盤となる施設、設備、機材等に幅広く使用されてきました。このため、健康被害者の救済にあたっては、アスベストの製造販売等を行ってきた事業主のみならず、すべての労災保険適用事業場の事業主に一般拠出金をご負担いただくこととしています。

注意:特別加入者や雇用保険のみ適用の事業主は申告・納付の対象外です。

☆納付方法は…労働保険料と併せての申告・納付をお願いします。

(納付時期)①労働保険の年度更新時 ②事業終了(廃止)時に、労働保険の確定保険料の申告に併せて申告・納付します。

注意:一般拠出金には概算納付の仕組みはなく、確定納付のみの手続きとなります。
延納(分割納付)はできません。

☆料率は…一般拠出金率は1000分の0.05です。

業種を問わず、料率は一律1000分の0.05です。メリット対象事業場についても一般拠出金率にはメリット料率の適用(割増、割引)はありません。

<一般拠出金の算定例>

賃金総額が500万円の場合 $500万円 \times 0.05 / 1000 = 250円$

☆有期事業は…平成19年4月1日以降に開始した事業(工事)の分を申告・納付していただくことになります。

- ①単独有期事業・事業(工事)終了時に、労働保険の確定保険料と併せて申告・納付します。
- ②一括有期事業・平成19年度の年度更新(確定保険料)は平成19年3月31日までに終了した事業(工事)が対象となるため、一般拠出金の申告・納付の必要はありません。(平成20年度の年度更新より申告・納付します。)

☆☆☆ 支えあう力で ☆☆☆

お問い合わせは

沖縄労働局労働保険徴収室(098-868-4038)又は労働基準監督署まで

労働条件書面明示

沖縄労働局 労働基準部監督課

パートタイム労働者を含め、すべての労働者を採用する時には、労働条件を明示しなければなりません。これは、労働基準法第15条に定められた、すべての事業主の義務です。
明示しなければならない労働条件の範囲は次の①～⑭です。

- ①労働契約の期間に関する事項
- ②就業の場所及び従事すべき業務に関する事項
- ③始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、並びに労働者を2組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項
- ④賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項
- ⑤退職に関する事項
- ⑥昇給に関する事項
- ⑦退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに支払の時期に関する事項
- ⑧臨時の賃金、賞与及び最低賃金額に関する事項
- ⑨労働者に負担させるべき食費、作業用品その他に関する事項
- ⑩安全及び衛生に関する事項
- ⑪職業訓練に関する事項
- ⑫災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項
- ⑬表彰及び制裁に関する事項
- ⑭休職に関する事項

このうち、①～⑥は必ず明示しなければならない事項で、⑦～⑭は制度を設ける場合に明示しなければならない事項です。

さらに、①～⑤については、必ず書面をつくり、労働者に渡す方法で明示しなければなりません。なお、他の事項についても書面交付が望ましいです。

労働条件明示のためのモデル様式「労働条件通知書」(沖縄労働局のホームページで、様式がダウンロードできます。また記載例も掲載されています。)が、ありますので活用して下さい。

お問い合わせは/沖縄労働局(<http://www.renkyu.net/okirodo/>)

労働基準部 監督課 098-868-4303又は最寄りの各労働基準監督署へ。

那覇労働基準監督署 Tel.098-868-3431 宮古労働基準監督署 Tel.0980-72-2303

沖縄労働基準監督署 Tel.098-982-1263 八重山労働基準監督署 Tel.0980-82-2344

名護労働基準監督署 Tel.0980-52-2691

平成19年度労働保険の年度更新手続きは、お早めに!

期間は平成19年4月1日(日)～5月21日(月)まで窓口受付は4月2日(月)からになります。

年度更新とは

労働保険(労災保険・雇用保険)は、毎保険年度(毎年4月1日から翌年の3月31日まで)の初めに、その年度の保険料をあらかじめ概算で申告・納付し、年度末に賃金総額が確定したところで精算することとなっています。

そこで、前年度に申告した概算保険料の精算(平成18年度の確定保険料)と新年度の概算保険料(平成19年度概算保険料)の申告・納付が必要となります。

これらの手続きを同時に行うことを「年度更新」といいます。

この「年度更新」の手続きは、年度途中の事業終了後、確定申告がまだの場合や、賃金支払い・元請工事のない場合等であっても必ず行ってください。

●年度更新手続きの期間

更新にかかる保険料の申告・納付期間(窓口受付)は4月2日(月)から5月21日(月)までとなっていますので、必ずこの期間内に申告・納付の手続きを行っていただきますようお願いいたします。

電子申請は4月1日(日)からご利用になれます

●労働保険料の申告・納付

労働保険料は、申告書・納付書を切り離さずに最寄りの金融機関・郵便局においても直接、申告・納付の手続きを行うことができます。今年度からは、石綿(アスベスト)健康被害救済のための「一般拠出金」の申告・納付が始まります。

労働保険は働く人とご家族を支える保険です

労働保険料申告・納付に関する手続きの集合受付及び記載指導も予定しておりますので、御利用ください。日程につきましては、申告書の封筒に御案内しております。

お問い合わせは沖縄労働局労働保険徴収室(TEL098-868-4038)又は最寄りの労働基準監督署まで。

「労働時間」の適用除外者について

＜相談内容＞

私はガソリンスタンドの店長として入社しました。入社の際に、店長は管理職だから残業手当は出ないと言われたのですが、店員に対する人事権などの具体的な権限は一切与えられておらず、出退勤時もタイムカードを押しています。8時間を超えて働くことが多いのですが、残業手当はもらえないのでしょうか。

＜回答＞

労働基準法に定める労働時間が適用されない管理・監督者は、経営方針の決定に参加し、または労務管理上の指揮権限を有するなど経営者と一体的な立場にあり、出退勤について厳格な規制を受けず、自己の勤務時間について自由裁量を有する地位にあるかどうか等を勤務実態に即して検討すべきものであるとされています。店長といえども、何ら経営上の権限が与えられていないなどと認められる場合は、残業手当の支給対象である法定労働時間が適用される労働者と考えられます。実情を整理し、会社に申し出られたら如何でしょうか。

＜ポイント＞

- 労働基準法第41条第2号では、「事業の種類にかかわらず監督もしくは管理の地位にある者又は機密の事務を取り扱う者」は労働基準法に定める労働時間、休憩、休日に関する規定を適用しないとしているが、(年次有給休暇や深夜業の規定は適用される。)その中の管理・監督者については、「一般的には部長、工場長等労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある者の意であり、名称にとらわれず実態に即して判断すべきものである」とされている(昭22, 9, 13基発17号、昭63, 3, 14基発50号)。
- 具体的な判断に当たっての考え方は概ね次のようなものである。

＜原則＞

法に規定する労働時間、休日等の労働条件は最低基準であるから、この規制を超えて労働させる場合に法所定の割増賃金を支払うことは、全ての労働者に共通する基本原則であり、企業が人事管理上、営業政策上の必要等から任命する職制上の役付者すべてが、管理・監督者として例外的取扱が認められるものではないこと。

＜適用除外の趣旨＞

職制上の役付者のうち、労働時間、休日等に関する規制を超えて活動することが要請されざるを得ない重要な職務と責任を有し、現実の勤務態様も規制になじまないような立場にある者に限り、管理・監督者として法第41条による適用除外が認められる。したがって、その範囲はその限りに限定しなければならない。

＜実態に基づく判断＞

一般的に企業では職位と資格とによって人事管理が行われている場合があるが、管理・監督者の範囲を決めるに当たっては、資格、職位の名称にとらわれることなく、職務内容、責任と権限、勤務態様に着目する必要がある。

＜待遇に対する留意＞

管理・監督者の判定には、基本給、役付手当等での地位にふさわしい待遇がなされているか、ボーナス等の支給率等についても一般の労働者より優遇されているかどうかについて留意する必要がある。なお、一般の労働者より優遇されているからといって、実態のない役付者が管理・監督者に含まれるものではない。

労働委員会だより 平成18年取扱事件の概況及び審査期間の目標達成状況

今回は、平成18年に当委員会で取り扱った各種事件の概況、不当労働行為審査における審査期間の目標達成状況についてご紹介します。

1 不当労働行為審査

当委員会では、審査の期間の目標を1年6月と定めています。

平成18年に取り扱った不当労働行為事件は、平成17年からの繰越1件、新規申立てが1件で合計2件となっています。そのうち平成18年以内に終結した事件は1件で、その所要日数は82日となっており、残りの1件は平成19年へ繰り越しとなっています。

	事件番号	申立事項	申立年月日	終結状況	審査回数	審査回数	所用日数
			終結年月日				
1	平成17年(不)第2号事件	団体交渉応諾	H17.11.14 H18.2.3	関与和解(和解認定)	2	0	82
2	平成18年(不)第1号事件	解雇撤回 団体交渉応諾	H18.3.15 係属中	次年繰越	4	4	係属中

2 労働争議の調整

平成18年に取り扱った労働争議の調整事件は4件で、あっせん申請が3件(前年繰越1件含む)、仲裁申請が1件となっています。

申請者を業種別で見ると、公務が1件、情報通信業、医療・福祉、サービス業がそれぞれ1件ずつとなっています。

調整事項は、解雇や人員整理等の経営・人事に関するものが4件、団交促進が3件、その他労働条件等が2件となっています。

係属件数			終結状況							次年繰越
前年繰越	新規申請	計	解決	打切	取下	計	平均調整回数	平均所要日数	解決率(%)	
1	3	4	1	2	1	4	2.4	49	33.3	0

注)各平均は、年内に終結した事件の平均値

$$\text{解決率}(\%) = \frac{\text{解決件数}}{\text{取下を除く終結件数}} \times 100$$

3 個別労働関係紛争あっせん

平成18年は、新規に3件のあっせん申請がありました。

申請者を業種別で見ると、サービス業が2件、医療・福祉が1件となっています。サービス業の2件については、労使双方からそれぞれ申請があり、併合して取り扱っています。

あっせん事項は、賃金や解雇に関する内容となっています。

係属件数			終結状況							次年繰越
前年繰越	新規申請	計	解決	打切	取下	計	平均調整回数	平均所要日数	解決率(%)	
0	3	3	1	2	0	3	1.7	43	33.3	0

注)各平均は、年内に終結した事件の平均値

☆事務局から一言☆

労働委員会のあっせん等には費用がかかりません。お気軽にご相談ください。

また、統計資料などについては当委員会ホームページでもご覧になることができます。

お問い合わせ先：沖縄県労働委員会事務局 (県庁2階)

TEL 098-866-2551 FAX 098-866-2554

ホームページ <http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/cateview.jsp?cateid=195>

Eメール aa160008@pref.okinawa.jp

沖縄県労働経済指標

項目 年月	常用労働者(規模5人以上)				失業者数 千人	完全 失業率 %	一般職業紹介状況				消費者物価指数 H17=100	
	一般労働者		パートタイム労働者				有効			就職件数	那覇市	全国
	全国	沖縄県	全国	沖縄県			求職者数	求人数	求人倍率			
平成8年	34,807	209,593	6,152	46,479	38	6.5	20,129	4,535	0.23	1,358	101.4	100.8
9年	34,875	210,829	6,438	45,096	36	6.0	21,678	5,270	0.24	1,592	102.6	102.7
10年	34,602	210,290	6,721	45,036	47	7.7	24,391	4,526	0.19	1,328	103.4	103.3
11年	35,033	259,350	8,502	58,059	51	8.3	26,170	5,771	0.22	1,457	103.4	103.0
12年	34,682	262,400	8,779	55,173	50	7.9	27,487	7,759	0.28	1,858	103.2	102.2
13年	34,281	256,145	9,097	56,817	53	8.4	29,774	7,875	0.26	1,823	102.2	101.5
14年	33,656	261,222	9,472	49,238	52	8.3	30,625	9,158	0.30	1,937	101.0	100.6
15年	33,213	260,403	9,685	53,843	49	7.8	31,037	11,220	0.36	2,253	100.7	100.3
16年	28,921	277,660	9,470	77,476	49	7.6	32,501	12,979	0.40	2,464	100.8	100.3
17年	32,188	273,547	10,907	93,239	51	7.9	34,890	15,016	0.43	2,485	100.0	100.0
18年	32,445	271,386	11,089	98,683	50	7.7	33,741	15,454	0.46	2,560	99.8	100.3
18年1月	32,046	274,227	11,023	99,295	46	7.2	31,867	14,649	0.46	2,290	99.7	100.0
2月	32,002	275,464	10,945	98,495	47	7.5	32,497	16,037	0.49	2,471	99.2	99.7
3月	31,885	273,591	10,975	97,085	52	8.2	34,679	17,530	0.51	2,901	99.3	99.9
4月	32,484	272,167	10,965	97,918	50	7.7	36,539	16,182	0.44	2,714	99.2	100.1
5月	32,557	271,166	11,003	101,620	51	7.8	36,710	15,117	0.41	2,637	99.6	100.4
6月	32,637	269,880	11,052	99,343	54	8.1	35,852	14,910	0.42	2,680	99.9	100.4
7月	32,661	264,859	11,121	101,009	52	8.0	35,050	16,143	0.46	2,630	99.8	100.1
8月	32,666	268,387	11,117	97,905	51	7.8	34,259	16,374	0.48	2,547	100.6	100.8
9月	32,653	268,863	11,134	99,134	51	7.8	33,094	16,220	0.49	2,883	100.7	100.8
10月	32,645	273,181	11,168	97,313	48	7.4	33,234	15,653	0.47	2,663	100.5	100.6
11月	32,601	271,814	11,203	97,963	46	7.1	31,764	14,028	0.44	2,374	99.9	100.1
12月	32,507	273,038	11,358	97,118	46	7.2	29,351	12,600	0.43	1,935	99.7	100.2
資料出所	県統計課					沖縄労働局					県統計課	

項目 年月	労働時間の動き						賃金の動き					
	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		現金給与総額		定期給与		特別給与	
	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県
平成8年	159.9	167.1	147.8	157.0	12.1	10.1	413,096	296,807	312,034	234,209	101,062	62,598
9年	158.3	161.8	145.8	151.4	12.5	10.4	421,384	298,441	316,622	235,635	104,762	62,806
10年	156.6	162.4	145.2	152.5	11.4	9.9	415,675	297,257	315,829	235,258	99,846	61,999
11年	153.5	161.3	142.4	150.1	11.1	11.2	396,291	336,248	306,167	264,785	90,124	71,463
12年	154.9	162.2	143.3	150.9	11.6	11.3	398,069	327,432	308,930	262,037	89,139	65,395
13年	154.0	162.4	142.8	151.1	11.2	11.3	397,366	318,669	309,254	258,020	88,112	60,649
14年	153.1	159.1	141.7	149.4	11.4	9.7	387,638	323,993	305,700	262,059	81,938	61,934
15年	153.8	158.3	141.7	148.4	12.1	9.9	389,664	318,438	307,471	257,227	82,193	61,211
16年	153.3	154.1	140.9	144.8	12.4	9.3	376,964	281,400	299,380	235,425	77,584	45,975
17年	152.4	153.5	140.0	145.3	12.4	8.2	380,438	275,214	300,918	232,352	79,520	42,862
18年	153.5	155.3	140.6	147.0	12.9	8.3	384,401	278,588	302,746	234,846	81,655	43,742
18年1月	143.0	152.5	130.6	144.2	12.4	8.3	313,278	234,365	299,602	233,920	13,676	445
2月	151.7	150.8	139.1	142.5	12.6	8.3	306,980	233,105	301,252	231,760	5,728	1,345
3月	155.3	159.1	142.2	149.5	13.1	9.6	317,675	245,217	303,803	241,072	13,872	4,145
4月	157.7	156.8	144.4	148.1	13.3	8.7	314,527	237,202	306,310	234,229	8,217	2,973
5月	148.2	153.6	135.8	145.5	12.4	8.1	309,948	233,856	300,781	233,337	9,167	519
6月	159.6	155.9	147.0	148.5	12.6	7.4	581,699	397,052	303,577	233,180	278,122	163,872
7月	155.5	153.8	142.7	145.9	12.8	7.9	456,418	298,692	302,203	234,141	154,215	64,551
8月	151.4	156.5	139.0	148.5	12.4	8.0	311,953	247,319	301,113	235,500	10,840	11,819
9月	153.6	154.6	140.9	147.3	12.7	7.3	307,180	233,702	302,176	232,326	5,004	1,376
10月	155.0	156.2	142.0	148.4	13.0	7.8	309,648	233,981	304,475	233,887	5,173	94
11月	156.1	155.7	142.7	147.1	13.4	8.6	331,181	238,414	303,582	235,490	27,599	2,924
12月	154.7	158.1	141.2	148.6	13.5	9.5	748,529	507,869	304,081	239,354	44,448	268,515
資料出所	県統計課											

注) 有効求人倍率 年平均は原数値 月別は季節調整値
注) 平成16年12月以前の季節調整値は新季節指数により改訂

注) 賃金の動き、労働時間の動きの事業所規模は30人以上



「労働おきなわ」97号(琉球労働から通巻171号)

2007年3月30日発行

編集・発行/沖縄県観光商工部雇用労政課
〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2
TEL(098)866-2366
FAX(098)866-2355
<http://www.pref.okinawa.jp/rosei/>

発行人/石垣泰生
印刷所/新星出版株式会社
〒900-0001 那覇市港町2-16-1
(琉球新報開発ビル2F)
TEL(098)866-0741
FAX(098)863-4850